

令和2年6月19日
富士見町長 名 取 重 治
(公 印 省 略)

各区長・集落組合長 様

集落における行事開催等のガイドライン【第3版】の送付について（通知）

町政運営および新型コロナウイルス感染症対応につきまして格別のご理解・ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症緊急事態」が全国において解除宣言されて、既に3週間以上が経過しましたが、依然として東京都では新規感染者数が比較的高い水準にあります。

長野県対策本部では、東京都との往来に際して慎重な対応を行うこととし、往来が必要な場合には、人混みを避け、基本的な感染防止対策を徹底すると共に、自らの健康観察を行うよう呼びかけています。

第2波への備えも必要とされるなかで、感染防止対策と社会経済活動の両立が求められる状況下であり、各区・集落組合におかれましては、行事等開催の判断に苦慮されていることと思います。今後の推移も予測できない状況ではありますが、現状における国・県方針を受けて、6月19日開催の町対策本部会議でガイドラインを検討しました。

つきましては、「集落における行事開催等のガイドライン【第2版】」（令和2年5月15日）を、別紙のとおり再度一部改訂し、【第3版】（令和2年6月19日）としてお知らせしますので、参考にしてください。

なお、このガイドラインですが、町が各区・集落組合の独自性・自主性を一律に制限するためのものではありません。何よりも感染防止が目的でありますので、主旨にご配慮いただくなかで、各区・集落組合において主体的にご判断ねがいます。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対応へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

■問い合わせ先

総務課 防災・危機管理係 小林・並河

電 話 : 0266-62-9326 (直通)

ファクシミリ : 0266-62-4481

電子メール : bousai@town.fujimi.lg.jp

集落における行事開催等のガイドライン【第3版】(令和2年6月19日改訂)

1 【参考】町主催イベント等について

町主催イベントの開催状況については、町ホームページに掲載し順次更新しております。

- (1) 7月9日までの間は、新しい生活様式に配慮しつつ、個々の行事ごとに判断しながら開催可能なものから実施していきます。(7月10日以降もほぼ同様)
- (2) 県が示す「屋外・屋内とも参加者1000人」の上限に達するものは該当がないと考えます。
- (3) 参加者が特定できる行事であって、かつ、開催の必要性が高いものについては、感染防止対策の徹底を図りながら実施していきます。ただし、感染防止対策を図ることが困難な場合など感染リスクが高いものは、上限人数以下であっても実施しません。

2 集落における行事開催時の留意事項

- 行事主催者は「参加者が特定できる名簿を作成」のうえ、1ヶ月程度保管して下さい。また、名簿の保管と処分に際しては、記載個人情報の取扱いに十分留意してください。
- 実施する場合には、参加者に対して感染防止対策の周知と徹底をお願いします。感染防止対策を図ることが困難な場合は、開催を控えましょう。
- 特に、行事後の懇親・慰労会等では、対面着座で生じる飛沫感染を防止してください。
- 下記の【目安】と【3条件】に配慮して、実施できるかどうかをご検討下さい。

【目安】(長野県)

- 屋外：【人と人との距離を十分に(できるだけ2m)確保し、接触も避ける】
- 屋内：【施設収容可能人数の半分以下の参加人数にする】

【感染リスクの高い3条件】

- ① 換気の悪い密閉空間となっていないか? ⇒一定時間ごとに休憩して一斉換気する
- ② 多くの人が密集することはないか? ⇒人数制限する 日程や会場を分散する
- ③ 近距離(特に対面)での会話とならないか? ⇒着座位置を離し対面を避ける等の工夫

【感染防止策の例】

人と人との距離確保・位置の工夫、マスク着用(かつ熱中症注意)、換気徹底(使用前・中・後)、手指消毒液用意、人の手に触れる場所のこまめな消毒、極力短時間で終了等

※ なお、今後の国や県の動向および県内の感染状況等によっては、本ガイドラインの内容を再度見直す場合がありますので、ご承知おきください。

参考：【長野県としての対応について(6月19日～7月9日)】

～「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立～ (6/17 県対策本部)